

平成29年度 出資団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
市民文化部文化振興課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成30年1月12日
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

<p>(1) 金券等の管理について 次のおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 切手受払表及び印紙受払表において、摘要の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月28日 切手、印紙の受払時には受払簿に記入漏れがないか確認し、月末にも確認するようにした。</p>
<p>イ 金銭管理表において、訂正印漏れ及び砂消しによる字句訂正。</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月28日 字句の訂正は二重線で消したうえで訂正印を押す方法で行うこと、及び訂正印の押印漏れがないようにすることを会議などにおいて周知し、徹底を図った。</p>
<p>(2) 支出事務について 次のおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 委託料の支出において、請求書の日付の記載漏れや検査確認日の記載誤り、契約期間終了前の支出。</p>	<p>【措置済】 平成30年 1月13日 請求日の日付の記載漏れをなくし、検査確認日の記載に誤りがないようにした。また、支払手続時に契約期間終了日と支払日を確認し、契約期間終了前の支出がないように適正な支払手続を行うことを徹底した。</p>
<p>イ 物品購入の見積書において、日付の記載漏れ及び修正液による日付の訂正。</p>	<p>【措置済】 平成30年 1月13日 修正液による訂正を厳禁とし、不備のない見積書の提出を求めるとともに、受領時に確認することを徹底した。</p>

ウ 補助金の支出において、砂消しによる請求書の日付の訂正。	【 措置済 】 平成29年12月 8日 請求書の内容に訂正がある場合には適正な方法でなされていることを受領時に確認することを会議などにおいて周知し、徹底を図るとともに、指摘のあった請求書については、再度、提出を依頼した。
(3) 文書管理について 起案文書において、次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	
ア 修正テープによる字句訂正。	【 措置済 】 平成30年 1月13日 修正テープによる訂正は厳禁とし、字句訂正は二重線で訂正し、訂正印を押印することを徹底した。
イ 工事完成年月日の記載誤り。	【 措置済 】 平成30年 2月 1日 起案者と検査員でそれぞれチェックするようにした。
ウ 決裁権者の印漏れ。	【 措置済 】 平成29年12月 8日 決裁権者が決裁し押印漏れのないように徹底するとともに、起案者も決裁された文書が戻ってきた時点で決裁されているか、かつ押印漏れがないか確認することにした。

平成29年度 出資団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
市民文化部文化振興課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成30年1月12日
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

<p>(1) 固定資産の管理について 毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、固定資産を実査して台帳との数量突合を行い、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残す体制を整備すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 29年度末に固定資産棚卸表を作成し、各担当部署において、固定資産の実査を行い、文書に残す体制を整えるとともに、平成29年度末に実査を行った。</p>
<p>(2) 消費税等の会計処理について 現在、消費税等の会計処理は税込方式によっているが、収益と費用をより分かりやすく表すことができるよう、税抜方式によることを改めて検討すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 消費税の会計処理方法の税込方式又は税抜方式を選択した場合の法人税について、検討を行った。 また、企業会計原則の継続性の原則も考慮し検討する。</p>
	<p>【継続努力】 平成31年 3月31日 消費税の会計処理方法の税込方式又は税抜方式を選択した場合の法人税について、検討を行った。 また、平成31年から実施される軽減税率制度への対応とともに、企業会計原則の継続性の原則も考慮し、引き続き検討する。</p>

<p>(3) 四日市市文化会館について ア 窓口での対応は、市民との一番近い接点である。本市の施策と一体性を持って安定かつ継続的な管理運営が行えることを理由として、公募ではなく特定して指定管理者に選ばれていることを意識して、市民サービスという考え方に立って接遇に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 四日市市が策定した「文化振興ビジョン」の目指す公益性の高い施設の管理運営を行うべく、市の最良のパートナーとの位置づけを継続するために、毎日の朝礼での情報共有や職員研修を行い、各自自覚を持って、その入口とも言える窓口業務の適正な遂行に、より一層努める。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 四日市市が策定した「文化振興ビジョン」の目指す公益性の高い施設の管理運営を行うべく、市の最良のパートナーとの位置づけを継続するために、毎日の朝礼において窓口職員間の情報の共有化を図るとともに、利用者の意見を聴く懇談会（年4回）や外部講師を招いて利用者の安全を守るリスクマネジメント研修（平成30年12月4日）を実施した。これらの取組みにより、各自が今まで以上に市民サービスという考え方をを持って、窓口において市民に接することができた。これからも窓口での接遇の改善に努めていく。</p>
<p>イ 四日市の地場産業である萬古焼の展示を継続して行っている。今後、市立博物館の収蔵品から有名なコレクション単位で展示する、また、他の美術館等の収蔵品を借り受けて展示する等、新たな企画を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 毎年継続して行っている萬古焼の展示について、今後も市立博物館との連携を図るとともに、当館常設展示室にふさわしい展示ができるように、他の美術館等や収集家、作家などの協力により、新たな企画に取り組む。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 萬古焼については、今後も市立博物館と連携を図り、継続して展示を行っていく。また、県外の美術館等と協力し収蔵品を借り受けるなどして、萬古焼以外のやきもの文化に市民が触れられる展示の企画に新たにに取り組むこととした。</p>

<p>ウ 文化会館友の会と賛助会員について、会員数と受取会費が減少してきている。会員がリピーターになって事業の発展につながっていくことが望ましいが、メリットがなければ会員になってもらえない。新たな会員獲得と、既存会員をつなぎとめる手立てを講じること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 大規模改修工事によりサービス提供が十分に行えないことに伴い現在休止中の文化会館友の会については、施設リニューアル後のサービス再開に向けて、会員の特典充実を検討している。また、市内企業からご支援いただくカルチャーサポートとあわせて、入会の勧誘に努める。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 休止していた文化会館友の会については、平成31年10月のリニューアルオープンに向けて、チケットの優先予約や割引販売等の特典に加えてチケット購入時のポイント付与を新たなサービスにするなど特典を充実させて、入会募集を再開している。市内企業からご支援いただくカルチャーサポートとあわせて、リニューアルオープンのPRとともに入会の勧誘に取り組む。</p>
<p>エ 市民が様々な分野の優れた芸術文化にふれることができるよう、鑑賞機会を提供しているが、来場者数が見込みを下回る事例も見受けられる。折角の良い機会であるので、より多くの市民が鑑賞に訪れてもらえるように、一層のPRに努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 「優れた芸術文化を鑑賞する機会の確保」というコンセプトのもとに様々な事業を企画しており、まさにひとりでも多くの方々に鑑賞してもらうことが目的である。魅力ある催事の企画はもとより、ホームページやSNS、YouTube等のWEBや自治会回覧、記者発表等多岐にわたるPRによって来場者を増やす。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 平成31年10月のリニューアルオープンでは、「優れた芸術文化を鑑賞する機会の確保」というコンセプトのもと、あらゆる市民に楽しんでいただけるさまざまなジャンルの魅力ある公演を開催予定である。より多くの市民に鑑賞していただけるよう、ホームページやface book、YouTube等のWEBや広報、新聞掲載などのPRを図るとともに、複数の公演チケットをセットで割引販売するなど購入していただきやすいチケットの販売方法も工夫した。</p>

<p>(4) 四日市国際交流センターについて 国際交流・多文化共生の事業、日本語サークル、外国語講座、外国人のための行政相談・法律相談等、様々な取り組みを行っている。外国人も住みやすいまちを目指して、引き続き各事業の参加機会の確保に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 在住する外国人市民が日本語や日本の生活レベルの向上が図れるように、日本語サークルのボランティアを増やし充実を図る。また、平成30年度から日本語サークルを通じて外国人市民同士によるネットワークづくりを構築し、日本人の地域社会とのつながるよう努める。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 外国人市民が日本語や日本の生活レベルの向上が図れるように、地区広報に日本語サークルのボランティアの募集記事を掲載するなどし、日本語学習等の支援を充実させている。また、平成30年度から日本語サークルを通じて外国人市民同士によるネットワークづくりの構築や、料理教室や持ち寄りパーティなどによって外国人と日本人がともに交流できるイベントに取り組んでいる。</p>
<p>(5) レジャー施設について 利用者を伸ばしていくためには、新しい遊具の増設や、既存遊具の更新に当たっても、同じようなものでも形をかえたものにするなどの配慮をすること。また、四日市スポーツランドのスーパースライダーを例にとると、スタートとゴールに配置する要員の経費も含めて原価を分析して、公益目的事業であっても、個々の利用料が対価に見合った妥当な額となっているか改めて検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 遊具の増設にかかるご意見については、利用者アンケートでも頂戴しているが、遊具の新設や更新に当たっては、形状を含め、利用者を飽きさせないよう工夫していきたい。また、利用料金の設定については、原価を把握し、受益者負担の立場に立つて行うことも必要ではあるが、利用者アンケートにおいては、高い、安いといった相反するご意見も頂戴している。料金の設定にあたっては、市民の憩いの場ということを考慮し、若い家族層が利用しやすい料金設定を行うということも必要な事と考える。必要な費用、原価は念頭に置きながら、過大、過小な料金設定とならないよう心掛けて参りたい。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 利用者アンケートにおいて、遊具を増設してほしいという意見もあり、遊具の新設や更新に当たっては、形状を含め、利用者を飽きさせないよう工夫していく。また、利用料については、四日市スポーツランドの遊具の利用に係る原価を把握した上で、当該利用料と比較し利用料額の妥当性を検討した。今後も、原価を把握した上で、レジャー施設が市民の憩いの場という性格を有しており、若い家族層にとって利用しやすいものとする事も踏まえて、利用料金額の設定を行っていく。</p>

<p>(6) 幹部職員による事業現場の状況把握について 当法人は、本市が出捐していた4財団法人の事業を発展的に継承しており、事業現場が市内各所に分かれている。また、本市から受託している事業も数多いので、常務理事が事業の現場に足を運んで、適切に事業が実施されているか、引き続き状況の把握に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年10月 1日 各種イベントの開催や事業の実施に合わせ、可能な限り事業現場に出向き、業務の実施状況の確認や来場者、職員の声を聴くことにより、今後の事業展開に向け、更なる状況把握に努めた。</p>
---	--

【市民文化部文化振興課】

<p>(1) 東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応について カナダ体操チームの事前キャンプ地に決まり、国際交流の気運を盛り上げ本市のPRにもつながる良い機会が訪れている。本市全体として有機的に取り組み、より効果的な事業に発展させるため、当法人と連携して蓄積されている国際交流のノウハウが効果的に活用できるよう、国際交流やスポーツを担当する部局も含めて協議すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 市がオリンピックのキャンプ地として海外の選手を迎え入れることは、これまで財団が行ってきた国際交流事業で培った経験を発揮できる機会ともなることから、財団を所管する当課として、庁内の関係部局への情報提供を図っていく。</p>
	<p>【継続努力】 平成31年 3月31日 市がオリンピックのキャンプ地として海外の選手を迎え入れることは、これまで財団が行ってきた国際交流事業で培った経験を発揮できる機会ともなることから、財団を所管する当課として、庁内の関係部局への情報提供を図っていく。</p>